

## 損害賠償請求事件の経過について

平成27年度に生じた「いじめ重大事態」に関わり、現在係争中となっている案件につきまして、下記のとおり経過をご報告します。

### 記

#### 1. 重大事態の概要

平成26年に市内小学校5年生（当時）の男子児童が同級生に日常的にプロレスごっこを称して叩かれる、罰ゲームと称して蹴られるなどの行為が繰り返されていた。翌年、6年生になりいじめ事象は収まっていたが、お腹を殴られたことをきっかけに、これまでからの様々ないじめ事象が思い出され、強い精神的苦痛を感じ、継続的に欠席するようになる。

平成27年9月 「いじめ重大事態の発生」を文教福祉常任委員に文書報告  
平成28年1月 「調査報告書」の内容を文教福祉常任委員会に報告

#### 2. 訴訟の経過

平成30年4月に被害者が加害者に対して申し立てた「損害賠償額確定調停事件」の利害関係人として裁判所より宇治市も参加を命じられる。

市は瑕疵の有無が明確でないことから調停には応じず、不調に終わる。

その後、平成30年10月に訴状が届き、被害者（原告）が宇治市（被告）と加害者とその保護者（相被告）を相手取った「損害賠償請求事件」へと移行し、弁論準備手続きを経て、令和2年1月14日に裁判所から和解案が示される。

その後、令和2年4月8日に3者が和解案を受け入れる意向を示し、宇治市においては議会の議決が必要であることから6月定例会に議案提出をする予定である。

#### 3. 和解案の内容

和解案では、原告に対し損害賠償金として、加害者とその保護者（相被告）が200万円、宇治市が10万円を支払うことを提示。